

税理士法改正要望項目に対する意見

平成 24 年 2 月 20 日
第一税理士協議会
会長 小 島 昇

日本税理士会連合会は、17 項目にわたる税理士法改正に関する意見（案）を公表し、各方面に積極的に改正運動を行っています。

われわれ第一税理士協議会の会員は、税理士の立場からこれを検討し、意見を取りまとめたので下記のようにこれを公表します。

なお、この意見の中心は「6. 税理士の資格のうち、弁護士・公認会計士の能力担保措置」についてであり、これは、国益並びに納税者の税理士に対する信頼を損ねるものであり決して実現させてはならないものです。

このほかにも、税理士の将来を考えた時、憂慮すべき項目がありますので、ここに公表し、関係各位のご意見を待つものです。

1. 電子申告等の送信業務を税務代理に含める

特に意見はない。

2. 補助税理士制度の在り方

呼称の件は、特に意見を持たない。

「開業税理士」登録については、もともと、税理士はプロフェッションであるので、自己の名を持って税理士業務を行うことも、他の税理士等の補助者として業務を行うことも、なんら制限を加えるべきものではない。改正案が、その方向に向けての改正であることを前提として賛成する。

3. 法第 30 条の税務代理権限証書の提出を前提とした書面添付制度・意見聴取制度

特に意見を持たない。

4. 事務所の設置基準の見直し

事務所の設置場所を通勤可能場所に制限しようとする改正であるが、通勤可能場所の定義があいまいであり、顧客との多様な関与形態が考えられる時代にあって、無用な規制を設けることになることを危惧する。

5. 報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定の見直し

当然のことであり、賛成する。

6. 税理士の資格

弁護士・公認会計士の能力担保措置について前記のように強く反対する。

7. 実務修習制度の創設

意見（案）では合格者、全科目免除者に実務修習を課すとしているが、2 年の実務経験要件の代替として設ける実務修習は、その運営費用が多額に生じることが予想される。若年者が多い合格者にその負担能力があるとは思えず、これを会員の会費で捻出する計画であるとすれば、その予想される費用を明示して会員の承認を受けるべきであろう。ちなみに、日本公認会計士協会の行っている実務補習所は極めて多大な金銭的・人的コストを要していることを参考にすべきである。

8. 受験資格要件の廃止

特に意見を持たない。

9. 試験科目の整理

良い方向であるので、賛成する。

なお、税理士は本来ならば国税四法などの主要な税目に関する基本的な知識を持たなければ納税者の期待に応えられないであろう。したがって、たとえば公認会計士試験の租税法のように、租税法総論や主要国税を試験範囲とする単一の試験科目にすることも検討すべきであると考ええる。

10. 研修受講の義務化

研修制度の充実強化には賛成である。しかし、研修受講を義務化した場合、

- ①中心部から離れている会員への研修ツールの多様化
- ②集合研修の確立
- ③会員の高受講率の達成可能性
- ④義務化に伴う日税連もしくは各税理士会の費用負担の予想

などが、全く会員に知らされていない状況下での提案であるため、これらを明確に会員に知らしめるべきである。特に、③と④は社会からの信用度合並びに会員への負担増に直結する問題であるから、明確な裏付を付して説明を行うべきである。

11. 税務支援のうち税務援助への従事義務

弁護士等でも行われている弱者への支援は、自主的に行われてこそ社会的に評価されるものである。法律による義務化は、国家が行うべき徴税の一端を税理士が代行しているかの誤解を与えることとなる。税務援助は、その本来の趣旨に立ち戻って自主的に行うべきである。

12. 税理士証票の更新義務

この改正の実質的な内容は、資格そのものの更新制度の導入である。資格の更新制度は軽々に決めべきものではない。その内容を会員に正確に開示し、必要性を良く議論したうえ、必要最低限の更新要件とすべきである。

13. 税理士職業賠償保険への加入義務

保険への加入義務も自由職業人が自主的に選ぶべきものであり、法律で強制すべきものではない。

14. 会費滞納者に対する処分の強化

特に意見を持たない。

15. 財務大臣の総会決議取消権の廃止

特に意見を持たない。

16. 臨税制度の見直し

特に意見を持たない。

17. 通知弁護士等の官報への公示、日税連への通知義務

現行で十分機能しており、当該公示、通知制度は不要である。